

令和5年度千葉県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金Q & A

1 対象事業所

No	質問	回答
1-1	「職員に感染者が発生した」の「職員」に施設内で勤務する委託業者職員（厨房職員や清掃職員）や派遣会社社員なども含めて差し支えないか。また、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません(ボランティアは除く)。また、利用者と接する等の要件はありません。
1-2	職員が感染した場合は、常勤、非常勤職員を問わずに対象事業所として取り扱って良いか。	差し支えありません。ただし、ボランティアの方は対象外です。
1-3	対象事業所・施設等の要件である感染者の発生や感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)への対応について、自身が感染者であることや同居している者が感染者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、提出する必要があるか。	医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしていませんが、感染者と接触があった者に該当することがわかる経緯等の保管をお願いします。
1-4	同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱って良いか。	基本的にはお見込みのとおりで差し支えありませんが、例えば、明らかに当該職員が感染期間前に一方の事業所のみ勤務して他方の事業所では勤務を行っていなかったなど、実態に即して判断してください。
1-5	「職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む」や「職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む」とあるが、複数は2名以上で良いか。	お見込みのとおりです。 1名のみ場合は対象となりません。
1-6	「職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む」や「職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む」とあるが、別々の時期に職員の感染者と接触があった者が1名ずつ発生して、その都度、職員不足が生じた場合は、該当しないことになるのか。	同時期に複数発生し、職員が不足する場合を想定しているため、別々に発生した場合は該当しません。
1-7	感染者の発生したB施設に、A施設の職員を応援職員として派遣すると第4条第1項(1)ウ又は(2)ウの対象となるが、派遣先で応援職員が感染者と接触があった者、濃厚接触者に対応した場合、A施設は、第4条第1項(1)ア又は(2)アの対象施設となるか。	A施設内において感染者と接触があった者、濃厚接触者に対応している場合は、第4条第1項(1)ア又は(2)アの補助対象の施設となりますが、派遣先の事業所・施設等で応援職員としてA施設の職員が濃厚接触者に対応した場合は、A施設は第4条第1項(1)ア又は(2)アの補助対象施設とはなりません。
1-8	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスについては、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や感染者と接触があった者が発生した事業所として考えて良いか。また、感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所も感染者が発生した事業所と見なされるか。	同一空間を共有しており、感染者等が当該空間を利用していた場合など明らかに併設事業所にも感染の影響が疑われる場合に限り、併設するサービスについても感染者が発生した事業所として差し支えありません。同一敷地であっても、感染者等が当該空間を利用しておらず、他の職員や利用者を經由しても併設する他の事業所への感染が疑われない場合、同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。
1-9	本体事業所とサテライト事業所がある場合であるが、それぞれが別に指定を受けていれば、別事業所として取り扱うと考えて良いか。	差し支えありません。
1-10	高齢者生活支援福祉センター（生活支援ハウス）は、当該補助金の対象外か。	お見込みのとおりです。

1-11	定員が定められていない空床利用型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所で感染者が発生した場合、基準額を算出するにあたり、それぞれの定員についてはどのように考えればよいか。	「前年度の一月当たり平均利用者数」×「基準単価」で基準額を算出ください。
1-12	地域包括支援センターは、本補助事業においても対象となるか。 また、別表に「介護予防ケアマネジメントを実施する事業所は居宅介護支援事業所と同じとする」とあるため、基準単価は居宅介護支援事業所の金額を採用することになるか。	お見込みのとおりです。
1-13	第4条第1項(1)ア(イ)又は第4条第1項(2)ア(イ)の「濃厚接触者に対応した」や「感染者と接触があった者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があると解釈してよいか。	お見込みのとおりです。
1-14	第4条第1項(1)ア(イ)又は第4条第1項(2)ア(イ)について、濃厚接触者や感染者と接触があった者に対応した通所系サービス事業所は該当しないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
1-15	第4条第1項(1)イ又は第4条第1項(2)イとして補助を受けたのちに陽性者が発生した通所系の事業所については、改めて第4条第1項(1)ア(ア)又は第4条第1項(2)ア(ア)の区分で申請が可能であると解釈してよいか。 また、その場合の補助上限額は、イとしての補助上限額とは別にア(ア)としての補助上限額となるのか。	お見込みのとおりです。
1-16	第4条第1項(2)イについて、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居宅を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。	令和5年5月8日以降に係る費用分では、休業している事業所を対象としており、利用者が希望する場合に居宅を訪問してサービス提供する場合は対象となりません。
1-17	第4条第1項(1)イ又は第4条第1項(2)イについて、「近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合に限る」とあるが、当該事業所では職員及び利用者に感染者や感染者と接触した者が発生していても他の要件を満たしていれば対象事業所となるのか。	お見込みのとおりです。
1-18	第4条第1項(1)ウ又は第4条第1項(2)ウに該当する介護サービス事業所等において、「感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所」と記載されているが、当該事業所において感染者が発生していない場合でも、感染症の拡大防止の観点から必要であれば補助対象となるか。	お見込みのとおりです。

2 対象経費

No	質問	回答
2-1	交付要綱の交付の目的に「職場環境の復旧」に必要な経費とあるが、感染者の発生後どの程度の内容や期間に発生した経費を対象とするべきか。	基本的には発生した感染者等の療養期間・待機期間の間において生じたもののうち、感染状況等を踏まえた適切な範囲内のかかり増し経費が対象となります。
2-2	感染者の発生や感染者と接触があった者への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費）は対象とならないと考えて良いか。	お見込みのとおり、補助対象事業者に該当する事由が発生する日より前に、発注・支払い等を行った費用は対象外です。
2-3	「緊急雇用にかかる費用」において人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与は対象としてみなすことができるか。	対象経費として差し支えありませんが、感染者の発生等に対応するために必要となった緊急雇用に係るもののみが対象となり、通常時を想定した人材確保のための募集費用が含まれないようにしてください。感染収束後にも活用できるような人材募集のパンフレット作成費などは対象外です。
2-4	「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。	職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については、介護報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となります。
2-5	派遣元から派遣先へ応援職員を送ったことにより派遣元施設で欠員が生じたため、人材派遣会社等を通じて臨時的に人員を確保した場合であるが、人材派遣会社との契約として2ヶ月ないし3ヶ月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、感染者が発生した事業所へ応援終了後も、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。 このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として、補助対象と考えて差し支えないか。	本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるが、やむを得ず指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象になると考えて差し支えありません。 ただし、不要に長期契約とならないようにしてください。
2-6	感染者が発生し休業している通所介護事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は補助対象経費として認められるか。	認められません。 自宅療養に対する補償手当など見舞金や給与補償のようなものは補助の対象外です。
2-7	感染者が発生した事業所・施設等において、本事業の補助申請をするための資料作成や手続で生じた事務職員の割増賃金・手当は、補助対象となるか。	補助対象となります。
2-8	令和4年4月以降に感染者が発生し、当該発生に関して例えば令和5年3月以降に割増賃金・手当を支給した場合、当該手当は補助対象となるか。	感染者の発生や感染者と接触があった者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対償として使用者が支払う職員の割増賃金や手当であれば、補助対象となります。 慰労金など感染者の対応状況等に関係なく、一律に支給されるものや、自宅療養に対する補償手当など見舞金や給与補償のようなものは対象外です。
2-9	「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当・特別手当について、水準や上限額の定めはあるか。	業務手当・特別手当の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。 なお、令和5年10月1日以降に対応した費用については、日額による支給の場合には1日あたり4千円かつ1月あたり2万円。月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円の上限額の範囲内で補助の対象となります。
2-10	職種や業務内容に応じて特別手当を2種類以上支給している場合、全て補助対象となるのか。	当該感染との関係性や必要性などを踏まえて判断してください。 なお、令和5年10月1日以降に対応した費用については、日額による支給の場合には1日あたり4千円かつ1月あたり2万円。月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円の上限額の範囲内で補助の対象となります。

2-11	新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当について、令和5年10月1日以降から1月あたりの限度額が設けられているが、月を跨いで対応した場合の限度額はどのようになるか。	月を跨ぐ場合には、対応した期間に属する月数に2万円を乗じた金額が限度額となります。 例えば、10/15～11/10まで対応した場合、4万円（2か月×2万円）が限度額となります。
------	---	---

2-12	「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超過勤務手当のどの範囲が補助対象となるのか。	本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかかり増し経費となるため、感染者の発生していない通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外となるため、当該費用は除外する必要があります。 なお、時間外手当、休日出勤手当等については、上記の補助上限額は適用されません。
2-13	緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は補助対象となるのでしょうか。	事業所負担の増額分であれば、補助の対象となります。
2-14	「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。	感染者の発生等に対応するため介護人材を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。
2-15	「介護サービス事業所等の消毒、清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 <具体例>清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての簞・ちりとり、雑巾、ゴミ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものや抗菌を目的とする消毒は対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱、バケツなど）） 人の手が触れるような場所を想定しているため、エアコンの清掃費用は補助対象外。
2-16	「介護サービス事業所等の消毒、清掃費用」は、消毒、清掃費用の委託経費だけでなく、事業者が自社で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等は、対象経費となるか。	当該発生した感染にかかる消毒・清掃分に限り対象経費として差し支えありません。当該感染以外に使用される分が含まれる場合は除外してください。（超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみる事が可能です。）
2-17	訪問サービスの提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用について、購入の場合は対象経費とはならず、リース費用のみが対象となると考えて良いか。	お見込みのとおりです。購入の場合は対象となりません。
2-18	訪問系サービス事業所(A事業所)において職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所(B事業所)に対応してもらったこととした。 B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払った場合は、補助の対象となるか。	A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は補助対象外となります。 なお、B事業所の職員がA事業所に応援派遣され、A事業所の利用者に必要な支援を行った場合のB事業所において発生するかかり増し経費は、第4条第2項(1)オ、又は(2)オの対象となります。
2-19	帰宅困難職員の宿泊費に「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。(職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定)	賃貸物件に係る経費については、帰宅困難期間に限定して契約する等、当該期間に係る経費については、補助の対象となります。 なお、帰宅困難期間外の宿泊分や水道・光熱費、寝具代等については、対象経費として認められません。
2-20	職員の家族が陽性となったため、感染を避ける目的で職員が宿泊施設を利用したが、「宿泊費(帰宅困難職員)」の対象となるか。	対象となりません。感染者への対応を行った職員が、当該職員の自宅の家族への感染を予防する目的の場合に対象となります。
2-21	職員が宿泊した際、法人内の規程で「日当」として支給することになっているが、「日当」は対象となるのか。	対象となりません。「宿泊費」のみが対象となります(食事代等は対象となりません)。

2-22	「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	<p>対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。</p> <p>なお、対象事業所・施設等の要因が発生する前から業者へ委託を行っており、要因発生後も特に金額に変動がない場合については、コロナが発生等したことによるかかり増しの費用ではないため、補助対象外です。</p> <p><具体例>処理業務委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品(当該感染に係る廃棄物処理に使用のごみ袋、ブルーシート、テープ等)の購入費用(ただし、要因解消以降にも使用できるもの(繰り返し使用可能なごみ箱等)や当該感染と関係のない廃棄物に係る処理費用は対象外)</p>
2-23	<p>「在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について、</p> <p>「在庫の不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。</p> <p>「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。</p>	<p>については、当該感染者又は感染者と接触があった者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。</p> <p>については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液、防護具着用テープ等や消毒用品を想定しています。</p> <p>なお、体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどの繰り返し利用可能な物品、トイレトペーパー、おむつ、氷枕、消臭スプレーなどの衛生用品ではない物は補助対象外となります。</p> <p>については、見込まれる不足量分(当該発生等への対応期間に使用するであろう量)が補助対象となります。</p>
2-24	「在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について対象となるのは、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつその後も不足がない場合は対象外となるのか。	お見込みのとおりです。
2-25	申請時点で購入予定の物品は対象経費として認められるか。	<p>認められません。</p> <p>交付申請と実績報告を兼ねているため、申請時点で支払いまで完了している経費が対象です。</p>
2-26	感染者が発生した事業所(A事業所)に同一法人の別事業所(B事業所)の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金を支給した別事業所(B事業所)は補助の対象となるか。	B事業所は、第4条第1項(1)ウ又は第4条第1項(2)ウの対象事業所として、派遣により発生したかかり増し分に係る割増賃金の補助を受けることが可能です。
2-27	<p>応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。</p> <p>派遣職員が派遣前に行うPCR検査</p> <p>派遣後PCR検査を行う場合にその結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代</p>	<p>補助対象外の経費となります。</p> <p>「職員派遣に係る宿泊費」として差し支えありません。</p>
2-28	職員を応援派遣した場合の基本給の部分については、対象経費となるか。	基本給の部分については、応援派遣の有無に限らず、平時から事業所等で負担している経費であり、コロナの感染者が発生したことによるかかり増した費用ではないため、対象経費には該当しません。

3 自費検査

No	質問	回答
3-1	対象事業所の要件である感染者であるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者をさすのか。 また、自費検査の陽性者も含まれるか。	感染者については、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自費検査含む)により陽性となった方を指します。
3-2	別添1-1又は1-2に「濃厚接触者と同居する職員」や「感染者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すか、それとも実態としての同居を指すか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。 例えば、単に住民票は同じであっても、別居していて接触機会が全く無い場合などは含まれません。
3-3	自費検査の費用の補助に対して、別添1-1又は1-2の要件があるが、例えば、PCR検査キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるのか。 また、要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は補助対象とならないと考えて良いか。	PCR検査キットや抗原検査キットの購入して自費検査を行う場合は、要件を満たす該当者に行う分の購入経費に限り対象となります。 なお、別添1-1又は1-2の要件を満たさない場合(要件を満たさない者・場合に使用、一定数を事前に購入するなど)は、補助対象となりません。
3-4	一定の要件に該当する自費検査費用について、介護施設等の職員又は利用者に感染者が発生した場合、その後の検査は補助対象とはならないのか。	別添1-1を適用する場合(令和5年5月7日まで)については、感染者が確認された場合、その後の検査は行政検査で行われることから、全て補助対象外となります。 別添1-2を適用する場合(令和5年5月8日以降)については、感染者が発生した場合で、保健所等から行政検査として扱われる場合は、補助対象外となります。
3-5	自費検査費用については「介護施設等」が対象となっているが、介護施設等と同一の空間で実施される介護サービス(併設の通所介護など)の職員、利用者については補助対象となるか。	自費検査の補助対象は、別添1-1又は1-2に記載のある対象施設等の職員として勤務している者や利用者に限られます。
3-6	感染者が発生した施設等に応援職員を派遣するにあたり、派遣元への復帰の際、任意で当該応援職員に対してPCR検査を行う場合の検査費用は補助対象となるか。	感染者発生施設へ応援職員を派遣し、当該応援職員が自施設に戻る場合において、当該職員について、施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、「一定の要件に該当する自費検査費用」の要件を満たしている場合の当該自費での検査費用(1回の派遣につき1回の検査に限る)は補助の対象となります。

4 その他

No	質問	回答
4-1	人件費（割増賃金や特別手当等）については、どのような証拠書類が必要か。	<p>当該経費がかかり増しとして発生したことがわかる書類となります。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内規定等で割増賃金・特別手当等の額が確認できる書類 手当が支給されたことがわかる書類（支給明細等） 当該支給対象の職員が勤務していたことがわかる書類（勤務実績表等）などを想定しております。 <p>令和5年度の申請では、証拠書類を提出する必要はありませんが、事業所で保管してください。</p>
4-2	「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト」において、各項目を実施したことがわかる資料を保存するよう記載されているが、具体的にどのような資料を保存すればよいか。	当該確認項目の裏付けとして、例えば、サービス提供記録、ゾーニングの図面、勤務実績表、介護記録、顧末書等が一例として考えられます。
4-3	施設内療養（別添2-2）の（3）から（5）の要件について、「高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制に係る調査について（依頼）」（令和5年4月14日付け高第109号）の回答時点では要件を満たしていなかったが、実際に施設内療養をした際に要件を満たしていた場合は、施設内療養費の補助対象となるか。	（3）から（5）の要件については、「高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制に係る調査について（依頼）」（令和5年4月14日付け高第109号）の回答日の時点で要件を満たしていると回答している必要があるため、対象外となります。
4-4	令和4年度末に感染者が発生し、令和4年度中の交付申請が困難だった場合、令和5年度事業として申請することは可能か。	可能です。
4-5	令和4年度末にクラスターが生じて年度をまたいでかかり増し費用が生じた場合、令和4年度の期間に生じた分は令和4年度の基準単価に、令和5年度の期間に生じた分は令和5年度の基準単価に含まれるのか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに生じた費用については令和4年度の基準単価に、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生じた費用については令和5年度の基準単価に含まれます。</p>
4-6	クラスターが発生した施設等のかかり増し費用について、基準単価を超えてしまうが、上乘せすることは可能か。	<p>交付申請の前に個別協議（基準単価引き上げの申請）を行い、厚生労働省の承認を受ける必要があります。</p> <p>個別協議を希望される場合は、別途ご相談ください。</p>